

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

さくら市長 様

申請者 住所

氏名

電話

（法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名）

設置許可申請書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

太陽光発電施設の設置場所		
事業区域の面積		平方メートル
太陽光発電施設の出力		キロワット (太陽電池の合計出力 キロワット)
太陽光発電事業の内容及び実施予定期間	発電電力の用途	売電(設備 ID :)・ 自家消費 その他()
	抑制区域の種類	
	設置工事着手予定年月日	年 月 日
	設置工事完了予定年月日	年 月 日
	運転開始予定年月日	年 月 日
	事業廃止予定年月日	年 月 日

太陽光発電施設の設置計画	
太陽光発電施設の構造	
備考	

発電出力が 50 キロワット以上の事業は、県指導指針に従い事業概要書として県に報告します。事業概要書の提出は必要ありません。

注

- 1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄には、申請に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。
- 2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第 1 位まで記載すること。
- 3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第 1 位まで記載すること。
- 4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 9 条第 1 項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 5 「抑制区域の種類」の欄は、法令名及び区域名を記載すること。
- 6 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- 1 説明会開催報告書（様式第 2 号）
- 2 事業区域の位置図
- 3 事業区域の区域図
- 4 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 5 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- 6 事業区域内に係る公図の写し
- 7 土地利用計画平面図
- 8 造成計画平面図、断面図
- 9 排水計画平面図、断面図
- 10 擁壁の背面図、断面図
- 11 太陽光発電設備の構造図
- 12 事業区域内に設置する工作物の構造図

- 13 維持管理に係る計画書
- 14 太陽光発電事業に係る資金計画書
- 15 廃棄費用の積立計画
- 16 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- 17 申請者が個人である場合には、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 18 電気事業者との特定契約書の写し
- 19 現況写真
- 20 その他市長が必要と認める書類

さくら市長 様

報告者 住所
氏名
電話
(法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名)

説明会開催報告書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第9条の規定により、説明会を開催したので、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

説明会の名称		
開催場所		
実施年月日		
対象者	対象とした人の属性	
	対象とした世帯・人数	
出席者の状況		地域住民 人 (世帯)
		関係地権者等 人 (世帯)
		説明者 人

注

- 1 対象とした人の属性は「事業区域の境界より〇m以内に居住する近隣住民及び地権者」などと記載すること。

(添付書類)

- 1 説明会で配布した資料
- 2 説明会出席者名簿
- 3 説明会の概要・議事録（地域住民より意見があつた場合には、必ず意見の概要・事業者の回答概要を記載すること）

さくら市長 様

届出者 住所
氏名
電話
(法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名)

設置変更許可申請書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		
太陽光発電施設の設置場所		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

注

- 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、変更の届出をする太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。
- 2 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- 1 説明会開催報告書（様式第 2 号）
- 2 事業区域の位置図

- 3 事業区域の区域図
- 4 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 5 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- 6 事業区域内に係る公図の写し
- 7 土地利用計画平面図
- 8 造成計画平面図、断面図
- 9 排水計画平面図、断面図
- 10 擁壁の背面図、断面図
- 11 太陽光発電設備の構造図
- 12 事業区域内に設置する工作物の構造図
- 13 維持管理に係る計画書
- 14 太陽光発電事業に係る資金計画書
- 15 廃棄費用の積立計画書
- 16 電気事業者との特定契約書の写し
- 17 現況写真
- 18 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

さくら市長 様

届出者 住所
氏名
電話
（法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名）

設置許可施設の軽微な変更届出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		
太陽光発電施設の設置場所		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

注

- 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、変更の届出をする太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。
- 2 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- 1 説明会開催報告書（様式第 2 号）
- 2 事業区域の位置図

- 3 事業区域の区域図
- 4 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 5 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- 6 事業区域内に係る公図の写し
- 7 土地利用計画平面図
- 8 造成計画平面図、断面図
- 9 排水計画平面図、断面図
- 10 擁壁の背面図、断面図
- 11 太陽光発電設備の構造図
- 12 事業区域内に設置する工作物の構造図
- 13 維持管理に係る計画書
- 14 太陽光発電事業に係る資金計画書
- 15 廃棄費用の積立計画書
- 16 電気事業者との特定契約書の写し
- 17 現況写真
- 18 その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



許可通知書

年 月 日付けで申請（変更申請）のあったことについて、次のとおり許可します。

- 1 許可番号 第 号
- 2 太陽光発電施設の設置場所
- 3 事業区域の面積
- 4 太陽光発電施設の出力
- 5 許可の条件

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、さくら市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、さくら市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様

さくら市長



不許可通知書

年 月 日付けで申請（変更申請）のあったことについて、次の理由により許可しないことを通知します。

- 1 太陽光発電施設の設置場所
- 2 事業区域の面積
- 3 許可をしない理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、さくら市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、さくら市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



設置許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で許可を行いました。が、さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第12条の規定により、次の理由により許可を取り消します。

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可番号 第 号
- 3 太陽光発電施設の設置場所
- 4 事業区域の面積
- 5 太陽光発電施設の出力
- 6 許可の取消年月日 年 月 日
- 7 許可を取り消す理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、さくら市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、さくら市長を被告として、処分の取消の訴えを

提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

さくら市長 様

届出者 住所

氏名

電話

（法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名）

設置届出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 13 条の規定により、次のとおり申請します。

太陽光発電施設の設置場所		
事業区域の面積		平方メートル
太陽光発電施設の出力		キロワット (太陽電池の合計出力 キロワット)
太陽光発電事業の内容及び 実施予定期間	発電電力の用途	売電(設備 ID :)・ 自家消費 その他()
	抑制区域の種類	
	設置工事着手予定年月日	年 月 日
	設置工事完了予定年月日	年 月 日
	運転開始予定年月日	年 月 日
	事業廃止予定年月日	年 月 日
太陽光発電施設の設置計画		

備考	
----	--

発電出力が 50 キロワット以上の事業は、県指導指針に従い事業概要書として県に報告します。事業概要書の提出は必要ありません。

注

- 1 「太陽光発電施設の設置場所」の欄には、申請に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番を全て記載すること。
- 2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第 1 位まで記載すること。
- 3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第 1 位まで記載すること。
- 4 「発電電力の用途」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 9 条第 1 項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
- 5 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- 1 説明会開催報告書（様式第 2 号）
- 2 事業区域の位置図
- 3 事業区域の区域図
- 4 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 5 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- 6 事業区域内に係る公図の写し
- 7 土地利用計画平面図
- 8 造成計画平面図、断面図
- 9 太陽光発電設備の構造図
- 10 事業区域内に設置する工作物の構造図
- 11 維持管理に係る計画書
- 12 太陽光発電事業に係る資金計画書
- 13 廃棄費用の積立計画
- 14 電気事業者との特定契約書の写し
- 15 現況写真
- 16 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

さくら市長 様

届出者 住所

氏名

電話

（法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名）

設置届出内容変更届出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電施設の設置場所		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

注

「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

- 1 説明会開催報告書（様式第 2 号）
- 2 事業区域の位置図
- 3 事業区域の区域図
- 4 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- 5 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧

- 6 事業区域内に係る公図の写し
- 7 土地利用計画平面図
- 8 造成計画平面図、断面図
- 9 太陽光発電設備の構造図
- 10 事業区域内に設置する工作物の構造図
- 11 維持管理に係る計画書
- 12 太陽光発電事業に係る資金計画書
- 13 廃棄費用の積立計画書
- 14 電気事業者との特定契約書の写し
- 15 現況写真
- 16 その他市長が必要と認める書類

様式第 10 号（第 11 条関係）

年 月 日

さくら市長 様

届出者 住所

氏名

電話

（法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名）

設置工事着手届出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 15 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
設置工事着手予定年月日	年 月 日
設置工事完了予定年月日	年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日
施工業者	氏名（法人にあつては、名称）
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	電話番号
備考	

注

「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

年 月 日

さくら市長 様

届出者 住所
氏名
電話
(法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名)

設置工事完了届出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始（予定）年月日	年 月 日
備考	

注

「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

次の書類のうち変更があったものについて、その内容を明確にして作成すること。

1 配置図

※現況写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。

2 現況写真

※事業区域、設置した太陽光発電施設及び標識の写真を添付すること。

3 その他市長が必要と認める書類

様式第 12 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



検査済証

年 月 日付けで工事完了の届け出のあったことについて、検査したところ、許可の内容に適合していることを証明します。

- 1 許可番号 第 号
- 2 許可年月日 年 月 日
- 3 太陽光発電施設の設置場所
- 4 事業区域の面積
- 5 太陽光発電施設の出力
- 6 検査年月日 年 月 日

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、さくら市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、さくら市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様式第 13 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



検査済証不交付通知書

年 月 日付けで工事完了の届け出のあったことについて、検査したところ、次の理由により許可の内容に適合していないことを通知します。

- 1 許可番号 第 号
- 2 許可年月日 年 月 日
- 3 太陽光発電施設の設置場所
- 4 事業区域の面積
- 5 太陽光発電施設の出力
- 6 検査年月日 年 月 日
- 7 不適合の理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、さくら市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、さくら市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

さくら市長 様

提出者 住所
氏名
電話
(法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名)

維持管理計画の提出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電施設の出力	キロワット (太陽電池の合計出力 キロワット)
運転開始（予定）年月日	年 月 日
条例第 11 条に掲げる事項	
備考	

注

- 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、維持管理計画に係る太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。
- 2 「事業区域の面積」の欄は、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 3 「太陽光発電施設の出力」の欄は、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 4 「備考」の欄には、維持管理計画書の提出の理由（新規、変更、地位の承継等）を記載すること。また、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メール）

ドレス等)がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- 1 条例第 11 条に掲げる事項に関する資料
- 2 その他市長が必要と認める書類

さくら市長 様

報告者 住所
氏名
電話
(法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名)

維持管理結果報告書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 17 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
維持管理の実施状況	
備考	

注

- 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、維持管理を行った太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。
- 2 「維持管理の実施状況」の欄は、維持管理計画に基づき記載すること。
- 3 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- 1 維持管理の結果が分かる書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

さくら市長 様

報告者 住所
氏名
電話
(法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名)

事故等報告書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 17 条第 6 項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
事故・災害発生日時	年 月 日 時 分
事故・被災の原因・内容	
周辺地域の影響	
応急対応・復旧の状況	
復旧完了日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定
備考	

注

- 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、事故等報告をする太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。
- 2 「復旧完了日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」の項目の□にレ印

を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」の項目の□にレ印を付し、「完了予定」の項目の□にレ印を付したときは、完了済となったときにその旨を報告すること。

- 3 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- 1 事故等の発生箇所と事業区域の位置関係が分かる図面
- 2 配置図

※事故状況等の写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。

- 3 事故状況等の写真

※事故等の発生、応急対応、復旧等の状況が分かる写真を添付すること。

- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 17 号（第 15 条関係）

年 月 日

さくら市長 様

届出者 住所

氏名

電話

（法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名）

地位の承継届出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継した太陽光発電施設の 設置場所		
許可年月日及び許可番号		
承継者	氏名（法人に あつては、名 称）	
	代表者氏名 （法人の場合 に限る。）	
	住所（法人に あつては、主 たる事務所の 所在地）	

被承継者	氏名（法人にあつては、名称）	
	代表者氏名（法人の場合に限る。）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	電話番号	
承継の内容	承継年月日	年 月 日
	承継の理由	
備考		

注

- 「許可年月日及び許可番号」の欄には、地位を承継した太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。
- 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- 承継の事実を証する書面
- 標識の写真
 ※条例第16条の規定により設置する標識について、承継後の内容に変更したことが分かる写真を添付すること。
- その他市長が必要と認める書類

さくら市長 様

届出者 住所
氏名
電話
(法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名)

事業譲渡等届出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 18 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲受等した太陽光発電施設の 設置場所		
譲受人・相続 人・承継者	氏名（法人に あつては、名 称）	
	代表者氏名 （法人の場合 に限る。）	
	住所（法人に あつては、主 たる事務所の 所在地）	
譲渡人・被相続 人・被承継者	氏名（法人に あつては、名 称）	

	代表者氏名 (法人の場合に限る。)	
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	電話番号	
譲渡・相続・承継の内容	譲渡・相続・承継年月日	年 月 日
	譲渡・相続・承継の理由	
備考		

注

「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

(添付書類)

- 1 譲渡、相続又は承継の事実を証する書面
- 2 位置図
- 3 標識の写真

※条例第 16 条の規定により設置する標識について、譲渡、相続又は承継後の内容に変更したことが分かる写真を添付すること。

- 4 その他市長が必要と認める書類

さくら市長 様

届出者 住所

氏名

電話

（法人にあつては主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者氏名）

廃止届出書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	
太陽光発電施設の設置場所	
事業廃止年月日	年 月 日
備考	

注

- 1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、廃止する太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。
- 2 「備考」の欄には、事業者電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- 1 位置図
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第20号（第17条関係）

（表）

		第	号
さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第22条第2項の規定による身分証明書			
写 真	職名及び氏名		
	生年月日	年	月 日生
	発行年月日	年	月 日発行
	さくら市長	印	

（裏）

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例（抄）

（立入検査）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第21号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

さくら市長



勧告書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第23条の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 許可番号 第 号 ※許可番号がある場合。ない場合は記載不要。
- 2 太陽光発電施設の設置場所
- 3 事業区域の面積
- 4 太陽光発電施設の出力
- 5 勧告に係る措置の内容
- 6 措置の期限 年 月 日
- 7 担当課名

措置の期限までに勧告に係る措置の内容を実施した際には、速やかに担当課まで連絡をください。

措置の期限までに正当な理由なく勧告に係る措置を講じなかった場合は、さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第24条の規定に基づき、勧告に係る措置を講ずることを命ずることがあります。

様

さくら市長



命令書

さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第24条の規定により、次のとおり命令いたします。

- 1 許可番号 第 号 ※許可番号がある場合。ない場合は記載不要。
- 2 太陽光発電施設の設置場所
- 3 事業区域の面積
- 4 太陽光発電施設の出力
- 5 命令の内容
- 6 措置の期限 年 月 日
- 7 担当課名

措置の期限までに命令に係る措置の内容を実施した際には、速やかに担当課まで連絡をください。

措置の期限までに正当な理由なく命令の内容を実施しなかった場合は、さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例第12条の規定に基づき、許可の取消を実施することがあります。また、同条例第25条に基づき、違反事実を公表することがあります。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、さくら市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、さくら市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。